

新宮市火災予防条例 （抜粋）

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第 45 条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。

- （1）火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為
- （2）煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け
- （3）劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
- （4）水道の断水又は減水
- （5）消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事
- （6）祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）